

市税等の納期内納付に

ご協力ください

■市を取り巻く財政状況

近年の経済不況等により、全国的に地方自治体を取り巻く環境は、大変厳しいものとなっており、自治体の運営にも大きな影響を及ぼしています。

国からの地方交付税の十分な確保が図られないなど、安定した歳入を維持することが困難かつ不透明な状況にあります。

このような中、自主財源である市税は、安定した行政サービスの供給のためにも、ますます重要な歳入源となっています。

■電話や訪問等で納付のお願いをしています

市税の未納が発生した場合、法律により納期限を過ぎてもから20日以内に督促状によ



▲タイヤロック（自動車差押）

る催告を行います。督促状発送後にも納付がない場合、委託業者による電話や嘱託員による訪問、文書等による納税催告を行っています。

■差押・公売処分の実施

再三の催告等に心はず、また納税相談もないなど、納税誠意のみられない滞納者につ

いては、誠実な納税者との公平性を確保するため、これまでも財産（給与、預貯金、不動産、自動車、生命保険など）を調査し、「差押」や不動産及び動産については「公売」を実施しています。

処分	種類	20年度 件数	21年度 件数	22年度	
				件数	換価額(円)
差押	不動産	98	93	126	—
	預貯金	118	309	448	17,095,183
	給与	94	41	46	5,767,525
	生命保険	—	—	4	2,286,490
	動産	—	3	1	—
	債権	151	63	77	14,989,169
	合計	461	509	702	40,138,367
公売	不動産	10	1	1	3,700,000
	動産	—	5	68	380,689
	合計	10	6	69	4,080,689

■休日・時間外による納税相談窓口

市役所が開庁している平日や時間に納付や相談ができない市民の皆さんのために、次のとおり納税相談窓口を開庁しています。

ぜひ、ご利用ください。

① 休日開庁Ⅱ第2・4日曜日

8時30分～17時

② 時間外開庁Ⅱ原則第2・4

月・火・木・金曜日

17時～20時30分

※②については、開庁してない時もありますので、来庁前にお問い合わせください。

■納期内納付をお願いします

現在の厳しい経済状況の中、市民の皆さんにとっては、市税納付は大きな負担となっていることと思いますが、「活力のある地域づくり」「税負担の公平性」の観点からも、もう一度納税の大切さをご理解いただき、納期内納付にご協力をお願いします。

市税等の納付には口座振替制度を！

- 口座振替にすると、納期限日に通帳から自動的に市税等が引き落とされますので、窓口で納付する手間が省け、納め忘れがありません。
- 申込手続きは市内の金融機関、市収納管理課、各総合支所で行えます。「通帳」と「通帳の届出印鑑」を持参してください。



▲窓口での納付相談

【問い合わせ】

市収納管理課（1階⑬番窓口）

☎0994・43・2111

内線3118・3127